

第1章 計画の概要

1-1. 計画策定の背景と目的

1-1-1. 策定の背景

栗原市都市計画マスタープランは、これからの本市のまちづくりの指針として、目指すべき都市の将来像とその実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から整理したものです。

これは、平成4年の法改正によって定められた都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という）第18条の2で示されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づくもので、栗原市総合計画や栗原市国土利用計画などの市の上位計画に即し、将来の都市づくりの方向性を示す計画としての位置づけがされています。

都市計画法第18条の2

1. 市町村は、議会の決議を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という）を定めるものとする。
2. 市町村は、基本方針を定めようとするときは、予め、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
4. 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

また、平成12年法改正では、法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」という）について、県が策定することとなりました。この都市計画区域マスタープランは、広域的な視点から都市の将来像を描いて、土地利用のあり方や道路などの整備方針を定めるものです。

1-1-2. 策定の目的

本市は、旧栗原郡10町村が合併して誕生した都市であり、土地利用などの都市計画・まちづくりは総合計画や国土利用計画など、それぞれの上位関連計画によって指針が定められていました。したがって、これまで個別の町村で定めていたまちづくりの方針の整合を図り、合併後の新市における指針を一本化する必要があります。

本マスタープランは、個々に定めていた諸計画を踏まえ、栗原市の具体的な将来像や土地利用、都市施設の整備方針を明らかにすることを目的とします。

また、「市民と行政が望ましい栗原市の将来像を共有すること」「地域にふさわしいまちづくりの方針を策定していくこと」など、栗原市のまちづくりの総合的な指針としての役割を果たすこととなります。

1-1-3. 策定の見直し

「栗原市都市計画マスタープラン」は、平成21年3月に旧栗原郡10町村の指針を一本化する形で策定され、栗原市総合計画に即したまちづくり計画としてその役割・機能を担ってきました。

その後、人口の減少や急速に進む少子高齢化、高度情報化の進展、環境問題の深刻化、住民の価値観の多様化、国から地方への権限委譲など、本市を取り巻く社会・環境の変化の中で、

策定から 10 年あまりが経過しました。

そこで、現在の本市の特性や課題を捉えるとともに、宮城県で策定している都市計画区域マスタープランや市の上位計画に即しながら都市計画マスタープランの策定の見直しを行い、これから概ね 20 年間にわたる本市の目指すべき姿や市民にわかりやすいまちづくりの方針を示すことを目的とします。

1-2. 対象区域と目標年次

1-2-1. 対象区域

本マスタープランの対象区域は、市域の都市計画区域を基本とします。ただし、都市計画区域外を含む一体的な取り組みが必要な場合は、市域全域を計画対象区域に含めます。また、都市計画区域外に位置する地域についても、ひとつの都市の中での位置づけ、役割を明らかにするとともに、望ましい地域の将来像を示すことに配慮した構成とします。

市域の都市計画区域は下図表に示すとおりです。市域の都市計画区域は、登米市の一部を含めた都市計画区域であることから、必要に応じて、計画対象区域に含めて検討します。

表 1-1 本市の都市計画区域

都市計画区域名称	市町村名	範囲	規模 (ha)	行政区域 (ha)
栗原都市計画区域	栗原市	行政区域の一部	9,016	80,497
	登米市	〃	125	53,612
合 計			9,141	-

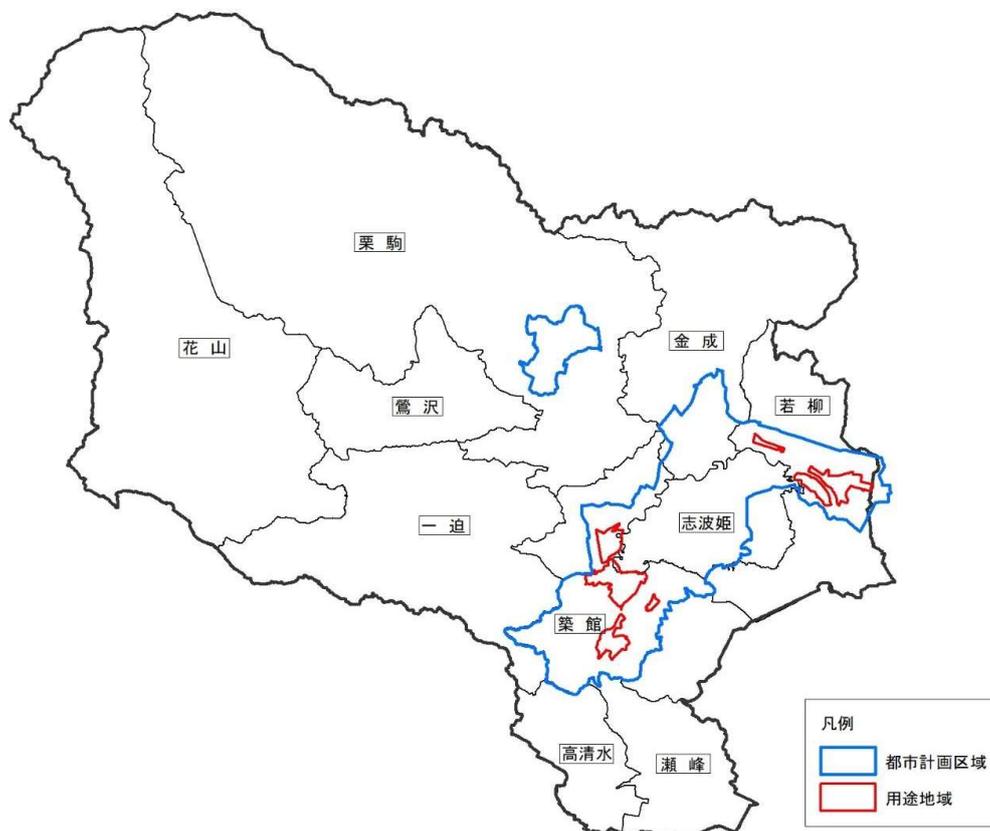


図 1-1 本市の都市計画区域

1-2-2. 目標年次

本マスタープランが目指す目標年次は、令和 4 年度より概ね 20 年後とします。ただし、各種統計データを用いる推計については、国勢調査の最新年次である平成 27 年を基準としており、令和 22 (2040) 年を将来目標年次、令和 12 (2030) 年を中間目標年次と定めて算出しています。

1-3. 計画の内容と特徴

本マスタープランに定める内容及び特徴は、次のとおりです。

★栗原市のまちづくりの理念や都市計画の目標

上位計画である第2次栗原市総合計画等に即し、概ね20年後の長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描きます。その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示す、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となります。

★地域の特性を活かした計画づくり

都市計画マスタープランは、市町村自らが策定するものであり、地域の特性を活かしていくことや固有の問題点に対応した計画づくりが求められます。反面、地方分権型社会に移行されつつある中で、都市計画制度の運用は、市町村自らの判断と責任を持って進める必要があり、そのための重要な計画となります。

★市の全体構想と地域別構想

本マスタープランの構成は、市全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の2つの計画で構成します。全体構想では市域を対象とした分野別の方針(土地利用・幹線道路や自然環境保全など)を明らかにします。地域別構想では市内をいくつかの地域に分けて、それぞれの地域ごとにまちの将来を考えます。

★住民参加の計画策定

策定にあたっては広く市民の意見、意向を伺った上で計画に反映させることが重要です。住民参加によって計画を策定していくことが都市計画法に定められています。

本市では計画策定の過程で、地域懇話会の開催、市民及び中学生へのアンケート調査、パブリックコメント*を実施しております。

★関連計画との整合性

本市のまちづくりに関する構想、計画には、第2次栗原市総合計画、第2次栗原市国土利用計画などがあります。本マスタープランは、これらの上位計画に即すとともに、市の関連計画等と整合を図りつつ策定されます。

マスタープラン策定後は、道路、公園・緑地などの個別の分野において、本マスタープランとの整合を図りながら、計画や事業が整理されることとなります。

また、本マスタープランは、都市づくりの基本方針を定めるものであり、個別・具体の都市計画決定の詳細(土地利用や建築物の制限の内容など)や事業計画(道路・公園・下水道の整備など)を定めるものではありません。

※パブリックコメント

行政機関が計画の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うこと

本マスタープランの位置づけや各種計画との関連、活用の考え方は次のとおりです。

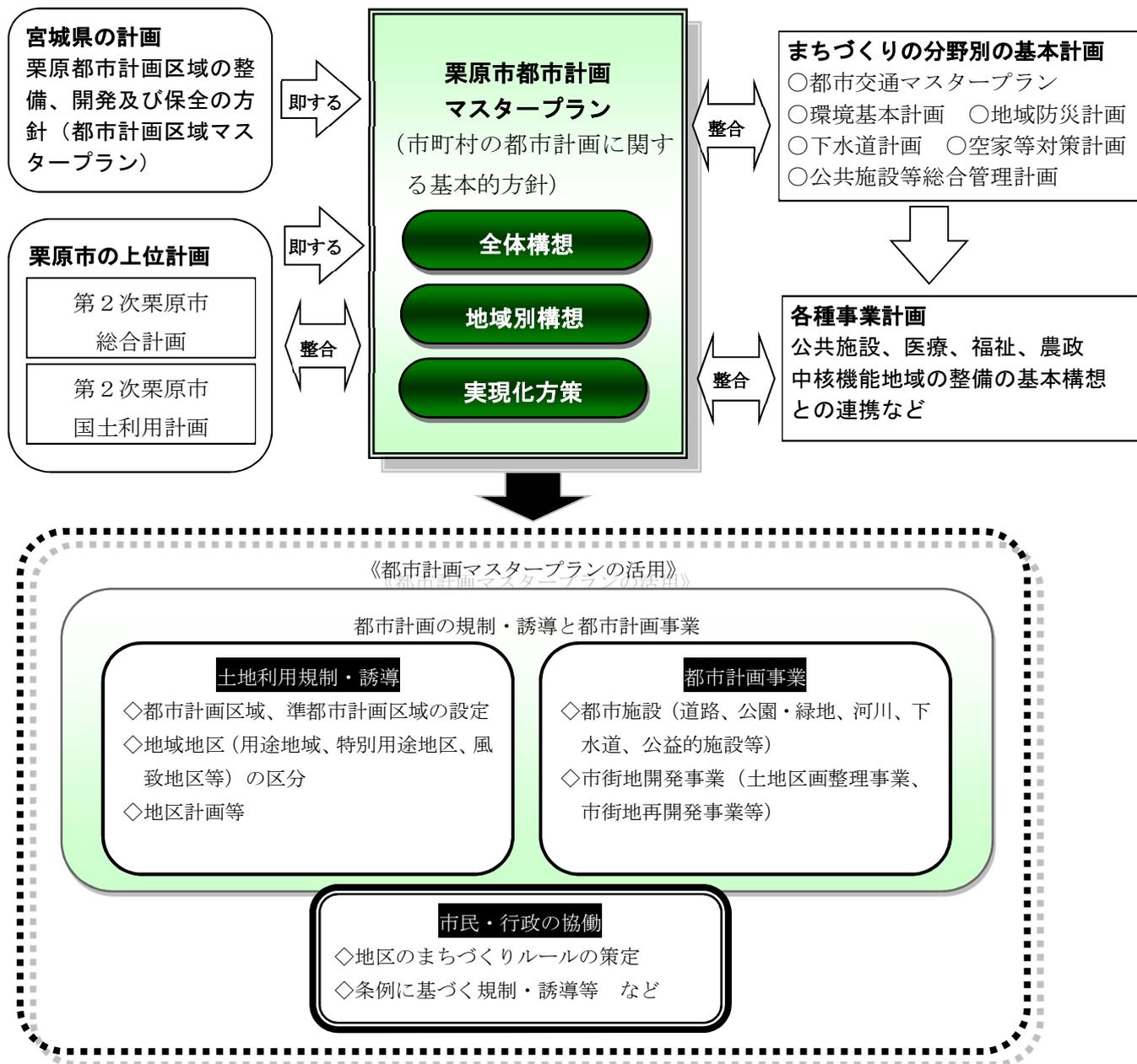


図1-2 計画の位置づけ

1-4. 都市計画マスタープランの構成

本マスタープランの構成と策定の流れは、次のとおりです。

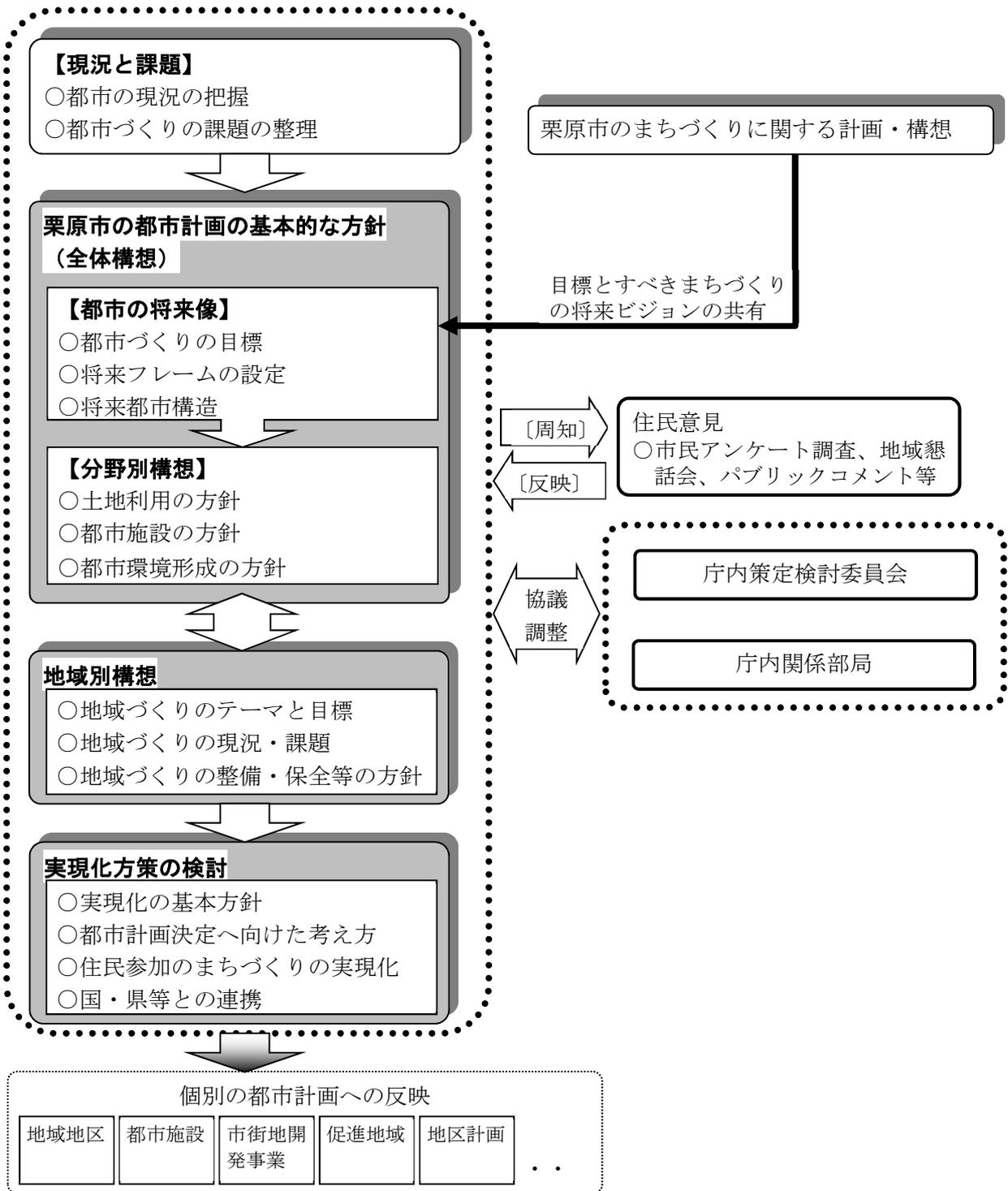


図 1-3 本マスタープランの構成

1-5. 住民意見の把握

1-5-1. 市民アンケート調査

本マスタープランの策定あたり、市民アンケート調査を実施しています。その概要は次のとおりです。

目 的	○ 市民のまちづくりに関する意識を把握すること ○ 市民の意見や要望をマスタープランの計画策定に反映させること
調査期間	平成 30 年 10 月～11 月
調査対象	①②を合わせた 3,000 人 ① 18 歳以上 80 歳未満の栗原市民 2,478 人 (住民基本台帳より、地域別人口比を考慮の上、無作為に抽出) ② 市立中学校の中学 2 年生 552 人 (全生徒)
調査方法	①一般市民：郵送による配布・回収 ②中学 2 年生：教育委員会に依頼し、ホームルームなどの時間を利用して、配布・記入・回収
回収結果	○回収数 合計：1,389 人 →内訳 ①一般市民：939 人 ②中学生：450 人 ○回収率 合計：46.3% →内訳 ①一般市民：37.9% ②中学生：86.2%
設 問	問 1 回答者ご自身について 問 2 行動別の行き先 ・市民の行動範囲、地域・周辺市町村との繋がりを把握 問 3 まちづくりの状況 ・栗原市全体と地域ごとのまちづくりの現状の評価 問 4 栗原市の将来 ・栗原市全体、お住まいの地区の将来のイメージの把握 問 5 栗原市の将来のまちづくり ・将来どのようなまちづくりが求められているか把握 問 6 お住まいの地区に必要な施設 ・お住まいの地区に必要な施設の把握 問 7 その他 (自由記述)

1-5-2. 地域懇話会

本マスタープランの見直しにあたり、住民意見が反映されるよう「栗原市都市計画マスタープラン地域懇話会」を設置し、様々なご意見を伺いました。委員は、都市計画区域を有する築館、若柳、志波姫、金成、栗駒の5地域から2名ずつ選任し、10名で組織しました。

地域懇話会は、令和3年1月から令和3年5月までに、計3回開催しています。

【第1回】

日時：令和3年1月14日（木）14：00～15：30
場所：栗原市役所 講堂
意見交換内容：金成・栗駒地域の現状と将来像について

【第2回】

日時：令和3年2月16日（火）14：00～16：00
場所：栗原市役所 講堂
意見交換内容：築館・若柳・志波姫地域の現状と将来像について

【第3回】

日時：令和3年5月28日（金）13：30～15：00
場所：栗原市役所 講堂
意見交換内容：地域別構想における地域づくりのテーマと目標について